

## 年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124  
町民税務課 ☎ 47-8015

**国民年金保険料は納付期限までに納めましょう**

平成26年4月分から平成27年3月分までの国民年金保険料は、月額15,250円です。保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけの方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

\*所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、町民税務課又は武生年金事務所へご相談するようお願いいたします。

## 税金の口座振替のお知らせ

### 固定資産税と国民健康保険税の口座振替について

7月31日(木)に固定資産税の第2期分、国民健康保険税の全期前納分または第1期分を指定口座より振替します。当口までに指定口座の残高をご確認ください。特に全期前納による振替の方は指定口座の残高が不足しますと、自動的に今年度分が期別の振替となります。この場合、たとえ1期分の残高があっても1期分の税額による振替は行われません。2期以降から期別の税額による振替となりますのでご注意ください。

なお、口座振替ができなかった場合、約10日後に第1期分(※振替方法が全期前納でお申し込みの方も含む)の口座振替不能通知兼納付書をお送りいたしますので、役場またはお近くの金融機関、コンビニでお納めください。※口座振替ができなかった場合、再振替は行っておりません。

■問合せ 町民税務課 Tel 47-8014

## 65歳以上の方へ

## 介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の平成26年度介護保険料が決定しました。

介護保険料は、本人および世帯員の前年の所得に応じて決定するもので、平成26年度の1年間(平成26年4月から平成27年3月まで)の保険料を「介護保険料決定通知書」にてお知らせします。

7月中旬頃に「介護保険料決定通知書」を郵送しますので、納付書が同封されている方は、指定納付期限までに金融機関等で納めてください。介護保険料を納める方法は、年金の額などによって「特別徴収」と「普通徴収」の2つに分かれています。

**特別徴収** 年金が年額18万円以上の方…保険料を年金から天引き

年金の支給月(偶数月)に、年金から天引きされます。

ただし、年金額が18万円以上でも、次の場合は一時的に納付書で納めます。

- ①年度の途中で65歳になったとき
  - ②年度の途中で他の市区町村から転入したとき
  - ③年度の途中で保険料が変更になったとき
  - ④年金が一時停止または額変更となったとき
- (現況届の出し忘れ等により年金が停止した場合など)

**普通徴収** 年金が年額18万円未満の方…保険料を納付書で納付

保険料を7月、9月、11月、12月、1月、3月の6回に分けて納付書で納めます。

保険料の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

**口座振替の手続き方法** 所定の用紙に、口座番号など必要事項を記入し、通帳の届出印を押印し提出します。保健福祉課、会計室、各総合事務所または金融機関に用紙がありますので、通帳と印鑑(通帳届出印)を持参し申し込んでください。

介護保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて、利用負担の割合が増える場合があります。介護が必要なとき、安心してサービスを利用できるよう必ず納めましょう。

■問合せ 保健福祉課 Tel 47-8009